

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.001

処 分 名	こども医療費の助成方法
処分の概要	<p>対象者が対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成します。</p> <p>指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を市が受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができます。</p>
条例等・条項	<p>春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号）第 4 条、第 5 条、第 6 条</p> <p>春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号）第 6 条、第 7 条、第 8 条</p>
審査基準	<p>◎医療費の助成は春日部市こども医療費の助成に関する条例第 5 条第 2 項の規定による受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）が対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において当該支払額を助成する。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、こども医療費の助成の対象としない。また、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除する。なお、医療費の助成は受給資格者の申請に基づいて行うものとする。</p> <p>◎対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。（当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託）この場合、当該受給資格者に対し、こども医療費の助成があったものとみなす。</p>
標準処理期間	45 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備考	<p>ホームページのリンク先</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html</p>

■春日部市こども医療費の助成に関する条例

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者が次に掲げる対象となるこどもに係る一部負担金(以下「こども医療費」という。)を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、こども医療費の助成の対象としない。

(1) 満18歳に達した日の属する年度の末日までの入院に係る一部負担金

(2) 満15歳に達した日の属する年度の末日までの通院に係る一部負担金

(受給資格の登録)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、こども医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し受給者証を交付するものとする。

(助成の方法等)

第6条 こども医療費の助成は、前条第2項の規定による受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、こども医療費を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則

(助成の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定によりこども医療費の助成を受けようとするときは、こども医療費申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担した医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

(助成の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、こども医療費助成決定及び振込通知書(様式第4号)により受給資格者に通知するものとする。この場合において、当該受給資格者が春日部市母子保健法施行細則(平成25年規則第23号)第10条の適用を受けるときは、こども医療費助成決定通知書(様式第4号の2)により

通知するものとする。

(助成の時期等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、速やかに前条第1項の規定により決定したことも医療費を受給資格者に助成するものとする。この場合において、当該受給資格者の死亡等により受給資格者に助成することができないときは、市長が定める者に助成するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.002

処 分 名	こども医療費の受給資格の登録
処 分 の 概 要	市内に住所を有する 18 歳到達後の年度末までのこどもの保護者から受給資格登録申請がされたら、申請を受理し、条例第 3 条に規定する対象者と決定したときは、こども医療費受給者証を交付します。対象者でないと決定したときは、登録申請却下通知書により通知します。
根拠条例等・条項	春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 96 号）第 2 条、第 3 条、第 5 条 春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 30 号）第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>◎医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者（春日部市こども医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項(1)～(5)の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。）かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者とする。</p> <p>ただし、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居しているとき（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしないときに限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。</p>
標準処理期間	即日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateeonsite/kodomonoteate_jryohijosei/index.html

■春日部市こども医療費の助成に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 医療保険各法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及びその他規則で定める社会保険各法をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護しているものをいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護者（次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。次項において同じ。）であり、かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者
- (2) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を現に受けている者
- (3) 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）に基づき医療費の助成を現に受けている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (5) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者

2 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居しているとき（略）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。

(受給資格の登録)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、こども医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした対象者に対し受給者証を交付するものとする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市こども医療費の助成に関する条例施行規則

(受給資格登録の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により受給資格の登録を申請しようとする保護者は、こども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象となるこどもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 対象となるこどもの住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の内容及び状況をあらかじめ確認することができるときは、これらの書類の提出を省略することができる。

(受給者証の交付手続等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、条例第5条第2項の規定によりこども医療費の助成対象と認定し、受給資格の登録をしたときは、こども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、こども医療費受給資格登録申請却下通知書(様式第2号の2)により通知するものとする。

3 受給者証の有効期間は、申請日から受給資格消滅日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 対象となるこどもに出生その他受給資格が発生した日後15日以内(略)に条例第5条第1項の申請をしたときは、出生その他受給資格が発生した日
- (2) 対象となるこどもが他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(略)に条例第5条第1項の申請をしたときは、転入日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.003

処 分	養育医療の認定
処 分 の 概 要	申請書を受理したときは、養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書及び関係書類の内容を審査の上、速やかに承認の可否を決定します。承認の場合は申請者に養育医療券を交付します。不承認とした場合は申請者に養育医療給付不承認通知書を通知します。
根拠法令等	母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第6条第2項、第4項、第6項、第20条 母子保健法施行規則(昭和40年12月28日号外厚生省令第55号)第9条 春日部市母子保健法施行細則(平成25年3月22日規則第23号)第2条
審 査 基 準	<p>◎養育医療の対象者は、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める、春日部市に住所を有するもので、満1歳に満たない者。</p> <p>◎養育医療の給付は、法第20条第4項の規定に基づき、都道府県知事が指定する医療機関に委託して行う。指定養育医療機関以外で養育医療の給付を行うことはできない。</p>
標準処理期	5日
設定年月	平成25年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時	随時
申請方	本庁1階こども支援課、支所2階福祉・健康保険担当窓口
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

根拠法令
及び
関係法令等の

■母子保健法

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 (略)

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 (略)

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行なうものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第二十一条の三第二項中

「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

■母子保健法施行規則

（養育医療）

第九条 法第二十条第一項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者は、その未熟児の居住地の市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請に基づいて養育医療の給付を行うときは、様式第一号による養育医療券を申請者に交付するものとする。

3 前項の養育医療券の交付を受けた者は、その監護する未熟児につき養育医療を受けさせるに当たっては、養育医療券を指定養育医療機関に提出しなければならない。

■春日部市母子保健法施行細則

（養育医療の給付申請等）

第2条 省令第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 養育医療意見書（様式第2号）

（2） 世帯調書（様式第3号）

（3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、養育医療の給付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により養育医療の給付を行うときは、省令第9条第2項の養育医療券（以下「養育医療券」という。）を申請者に交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により養育医療の給付を行わないときは、養育医療給付不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

根拠法令
及び
関係法令等の

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.004

処 分	児童手当の支給の認定
処 分 の 概	児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、市長の認定を受ける必要があります。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、児童手当を支給します。
根拠法令等	児童手当法（昭和46年5月27日法律第73号）第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第7条第1項～第3項、第8条第1項、第2項、第3項、児童手当法施行規則（昭和46年9月4日厚生省令第33号）第1条の4第1項～第4項
審 査 基	<p>◎児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>1 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「中学校修了前の児童」という。施設入所児童を除く。）</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所児童は除く。）</p> <p>2 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの</p> <p>3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの</p> <p>4 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行なうもの若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者</p>
標準処理期	60日
設定年月	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時	随時
申請方	市役所1階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送

<p>備考</p>	<p>ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html</p>
<p>根拠法令 及び 関係法令等の</p>	<p>■児童手当法 (定義) 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。 2 (略) 3 (略) (支給要件) 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(略)であつて、日本国内に住所(略)を有するもの イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(略) ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。) 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(略)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(略) 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの 四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(略)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(略) 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（略）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（略）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（略）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
（児童手当の額）

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが三歳に満たない児童（略）、三歳以上の児童（略）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（略）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（略）である場合（略）次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

（1） 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合 次の（i）から（i i i）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）から（i i i）までに定める額

（i） 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

根拠法令
及び
関係法令等の

根拠法令
及び
関係法令等の

(i i) 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額

(i i i) 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が一人いる場合 次の (i) 又は (i i) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (i) 又は (i i) に定める額

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額

(i i) 当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合 (ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の (1) 又は (2) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (1) 又は (2) に定める額

(1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 次の (i) 又は (i i) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (i) 又は (i i) に定める額

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、三歳以上小学校修了前の児童又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額 (略) とを合算した額

(i i) 当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて

得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ハ 児童手当の支給要件に該当する者(略)が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

二 児童手当(略) 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等児童(略)の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等児童(略)であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

2 (略)

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者(略)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(略)の市町村長(略)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(略)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二 里親 当該里親の住所地の市町村長

三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村(略)の区域内に住所(略)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。

根拠法令
及び
関係法令等の

■児童手当法施行規則

(認定の請求)

第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 支給要件児童のうちに一般受給資格者(略)の住所地(略)の市町村(略)の区域外に住所を有する児童(略)があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三 一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五 一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八 一般受給資格者(略)がその年(略)の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得(略)につき、所得の額(略)を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九 法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 一般受給資格者が令第三条第二項第三号に規定する所得割の納税義

根拠法令
及び
関係法令等の

- 務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 十一 一般受給資格者が被用者（略）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 3 法第七条第二項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。
- 4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 施設等受給資格者（略）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（略）に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類
 - 二 施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.005

処 分 名	児童手当の額の改定
処 分 の 概 要	児童手当の支給を受けている者が、法第 26 条第 3 項の規定による児童手当の額改定の請求または届出をする場合には、様式による額改定認定請求書または額改定届及び関係書類を市長に提出する必要があります。提出後の審査を経て、要件に該当すれば、児童手当の額を改定します。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 9 条、第 26 条第 3 項 児童手当法施行規則(昭和 46 年 9 月 4 日厚生省令第 33 号)第 2 条第 1 項～第 4 項、第 3 条第 1 項及び第 2 項
審 査 基 準	<p>◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合は、施行規則第 2 条の規定による届出に基づき、「児童手当の支給の認定」に準じ支給要件を審査し、増額改定を行なう。</p> <p>◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合は、施行規則第 3 条の規定による届出に基づき、事実を確認し、減額改定を行う。</p> <p>なお、受給者からの届出のない場合において、減額改定すべき事実該当したことが住民基本台帳関係の届出等によって確認できた場合は、市長は職権をもって減額改定を行うこととなる。</p>
標準処理期間	60 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	市役所 1 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateensite/kodomonoteate_jryohijosei/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■児童手当法

(定義)

第三条 (略)

(支給要件)

第四条 (略)

第五条 (略)

(児童手当の額)

第六条 (略)

(認定)

第七条 (略)

(支給及び支払)

第八条 (略)

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 (略)

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

■児童手当施行規則

(児童手当の額の改定の請求及び届出)

第二条 一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。
- 2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければならない。
- 3 施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。
- 4 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。
- 第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
- 一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。
- 二 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。
- 三 一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。
- 四 一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。
- 2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
- 一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者と

なつたことにより、児童手当の額が減額することとなる時。

二 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなる時。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.006

処 分 名	児童手当の受給事由の消滅
処 分 の 概 要	児童手当の支給を受けている者が、法第 26 条第 3 項の規定による児童手当の受給事由消滅の届出をする場合には、様式による受給事由消滅届を市長に提出する必要があります。受給事由消滅届後の審査を経て、要件に該当すれば、児童手当の受給資格を消滅します。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 26 条第 3 項 児童手当法施行規則(昭和 46 年 9 月 4 日厚生省令第 33 号)第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条
審 査 基 準	◎児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅した時は、施行規則第 7 条の規定による届出に基づき、事実を確認し、支給事由の消滅を行う。 なお、受給者からの届出のない場合において、支給事由の消滅をすべき事実該当したことが住民基本台帳関係の届出等によって確認できた場合は、市長は職権をもって支給事由の消滅を行うこととなる。
標準処理期間	60 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	市役所 1 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

■児童手当法

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

■児童手当法施行規則

(受給事由消滅の届出)

第七条 一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなる時、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2 施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

(住民基本台帳法による届出)

第八条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第六項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.007

処 分 名	児童手当の未支払請求
処 分 の 概 要	児童手当の一般受給者が死亡した場合は、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがある時は、当該児童に対して支払いを行います。
根拠法令等・条項	児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）第 4 条、第 12 条、第 26 条第 3 項
審 査 基 準	児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であった者にその未払の児童手当を支払う。
標準処理期間	60 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	市役所 1 階こども支援課、庄和総合支所福祉・健康保険担当、武里出張所窓口又は郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

■児童手当法

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）
 - ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.008

処 分 名	ひとり親家庭等医療費の助成方法
処 分 の 概 要	受給者証の交付を受けている者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成します。 指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を市が受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 98 号）第 6 条、第 7 条第 1 項～第 4 項 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 31 号）第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項
審 査 基 準	<p>◎受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が対象者に係る一部負担金（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支払った場合において当該支払額を助成する。ただし、税の未申告その他の受給者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の助成の対象としない。</p> <p>◎対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。（当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託）この場合、当該受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の助成があったものとみなす。</p>
標準処理期間	45 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課、支所 2 階福祉・健康保険担当、武里出張所窓口へ提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/hitorioyakateinoshien/index.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

(助成の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の受給者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の助成の対象としない。

(助成の方法等)

第7条 ひとり親家庭等医療費の助成は、受給者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、ひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(助成の申請等)

第14条 条例第7条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担したひとり親家庭等医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。

(助成の決定及び通知)

第15条 市長は、前条第1項の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成決定及び振込通知書（様式第8号）により受給者に通知するものとする。この場合において、当該受給者が春日部市母子保健法施行細則（平成25年規則第23号）第10条の適用を受けるときは、ひとり親家庭等医療費助成決定通知書（様式第8号の2）により通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.009

処 分 名	ひとり親家庭等医療費受給者証の交付
処 分 の 概 要	ひとり親等より交付申請書が提出されたら、申請を受理し、条例第3条に規定する対象者と決定したときは受給者証を交付し、対象者でないと決定したときは交付申請却下通知書により通知します。所得の確認が取れない、規則で定める所得を超過するなどの場合は、医療費の支給を停止します。
根拠条例等・条項	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年10月1日条例第98号）第2条第1項～第3項、第3条第1項～第3項、第4条第1項～第3項、第5条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年10月1日規則第31号）第7条第1項、第2項、第8条第1項、第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項、第2項、第12条第1項～第3項
審 査 基 準	<p>◎医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、春日部市に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童</p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する条例第2条第3項に掲げる児童</p> <p>◎対象者（児童を除く。以下同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となる時、次に掲げる者は対象者としない。</p> <p>(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父</p> <p>(2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象となる時の養育者</p> <p>◎ただし、次のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法による保護を受けている者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者</p> <p>(3) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を受けている者</p> <p>(4) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(5) 児童福祉法に基づき小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>◎規則に定める額以上の所得があるときは、支給を停止する。</p>
標準処理期間	60日

設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階こども支援課、支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/hitorioyakateinoshien/index.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める障害の状態にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1) 父母が離婚を解消した児童</p> <p>(2) 父又は母が死亡した児童</p> <p>(3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童</p> <p>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童</p> <p>(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p> <p>(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p> <p>(9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1) 父母が死亡した児童</p> <p>(2) 母が監護しない、又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）</p> <p>(3) 父が監護しない、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）、又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当する者を除く。）</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、春日部市に住所を有する次の各号のいずれかに該当す</p>

る者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童
- 2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は対象者としなない。
- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
 - (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき支援給付を受けている者
 - (3) 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）に基づき医療費の助成を受けている者
 - (4) 規則で定める施設に入所している者
 - (5) 児童福祉法に基づき小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- （所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としなない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその金額の計算方法は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

（受給者証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、交付申請書を市長に提出し、受給者証の交付を受けなければならない。

■春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(所得金額)

第7条 条例第4条第1項第1号に規定する金額は、ひとり親等(略)にあつては別表第3のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 条例第2条第2項第7号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 条例第2条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 条例第2条第2項第9号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する金額は、別表第5のとおりとする。

(所得の範囲)

第8条 条例第4条第2項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(略)のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に規定する道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に規定する税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下これらを「ひとり親家庭等高等職業訓練修了支援給付金」という。)に係るものを除く。)
- (2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあつてはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(略)

2 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてはその監護する児童が父から受ける養育費所得は母の所得とみなし、同号に規定する父の場合にあつてはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から受ける養育費所得は父の所得とみなす。

(所得の金額の計算方法)

第9条 条例第4条第2項に規定する所得の金額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(略)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4号に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(略)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 27万円

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 35万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額
(所得の特例)

第10条 条例第4条第3項に規定する所得については、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(略)につき被害金額(略)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費(以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に

係る金額を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第7条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5で定める額以上であるとき 前2号で支給されたひとり親家庭等医療費
（受給者証の交付申請）

第11条 条例第5条に規定する交付申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、条例第4条に規定する同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合は、その者に係る第4号及び第5号の書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (3)の2 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 前年（1月から6月までに申請するものについては前々年）の所得の状況を証する書類
- (6) 養育費申告書（様式第2号の2）
- (7) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給資格者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

（受給者証の交付手続等）

第12条 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象

者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に必要事項を記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

2 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

3 市長は、前条に規定する申請を受理し、条例第4条第1項の規定により条例第6条に規定する受給者（以下「受給者」という。）としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第5号。以下「支給停止通知書」という。）により通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.010

処 分	児童扶養手当の額の改定
処 分 の 概	児童扶養手当を受けている者が法第8条第1項の規定による手当の額の改定を請求する場合には、児童扶養手当額改定請求書及び新たな対象児童に係る書類を提出する必要があります。受給者は法第8条第3項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに児童扶養手当額改定届を提出する必要があります。請求後の審査を経て、要件に該当すれば手当額改定通知書等を通知します。該当しない場合は手当額改定請求却下通知書を通知します。
根拠法令等・条	児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第8条 児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日号外厚生省令第51号）第2条、第3条
審 査 基	児童扶養手当法第4条の支給要件に該当していること。
標準処理期	60日
設定年月	平成17年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時	随時
申請方	本庁1階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

■児童扶養手当法

(手当の額の改定時期)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

■児童扶養手当法施行規則

(手当額の改定の請求及び届出)

第二条 法第八条第一項の規定による手当の額の改定の請求は、児童扶養手当額改定請求書(様式第四号)に、新たな対象児童に係る次の各号に掲げる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

- 一 戸籍の抄本及び新たな対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 前条第一号の二から第三号まで又は第六号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類等
- 三 前条第四号又は第五号に該当する場合であつて、新たな対象児童の父又は母とその他の対象児童の父又は母が同じでないときには、それぞれ当該各号に掲げる書類等

第三条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、法第八条第三項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童扶養手当額改定届(様式第五号)を手当の支給機関に提出しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.011

処 分	児童扶養手当の認定
処 分 の 概 要	各支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者の方が対象になります。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば受給資格を認定し、該当しない場合には却下の決定をします。
根拠法令等	児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第4条及び第4条の2、第6条 児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日号外厚生省令第51号）第1条
審 査 基 準	児童扶養手当法第4条の支給要件に該当していること。
標準処理期	60日
設 定 年 月	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申 請 時	随時
申 請 方	本庁1階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

■児童扶養手当法

(支給要件)

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（略）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項に規定する里親に委託されているとき。

三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

四 母の配偶者（略）に養育されているとき。

五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規

定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

六 父の配偶者（略）に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（支給の調整）

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

■児童扶養手当法施行規則

（認定の請求）

第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（略）を管理する都道府県知事、市長（略）又は町村長（略）に提出することによつて行わなければならない。

一 受給資格者及びその者が監護し、かつ、生計を同じくする児童、その者が監護する児童又はその者が養育する児童であつて、法第四条に定める要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

一の二 受給資格者が父（略）である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

二 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

三 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

四 対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四

根拠法令 及び関係 法令等の 抜粋

根拠法令
及び関係
法令等の
抜粋

- 百五号。以下「令」という。)別表第二に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等
- イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(様式第二号)
 - ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 五 次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類
- イ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないこと。
 - ロ 対象児童が父又は母から引き続き一年以上遺棄されていること。
 - ハ 対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令(略)を受けたこと。
 - ニ 対象児童の父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されていること。
- 六 対象児童が令別表第一に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等
- イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- 七 受給資格者の前年(略)の所得につき、次に掲げる書類等
- イ 所得の額(令第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。)並びに法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(略)の証明書(略)
 - ロ 受給資格者が令第四条第二項各号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書
 - ハ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)を有するときは、次に掲げる書類
 - (1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
 - (2) 当該控除対象扶養親族が法第十条又は第十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書
 - ニ 受給資格者が前年の十二月三十一日においてその者の法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等
 - (1) 当該児童の数及び受給資格者が前年の十二月三十一日において当該児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類
 - (2) 当該児童(略)が同日において令別表第一に定める程度の障害の状態にあつた場合には、当該障害の状態に関する医師又は歯科医

師の診断書（略）

ホ 受給資格者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書（様式第三号）

八 配偶者（略）がある受給資格者又は法第十条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第十一条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに法第十条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（略）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項各号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書

九 対象児童が法第十三条の二第一項各号（受給資格者が母又は養育者であるときは第三号を除き、受給資格者が父であるときは第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付を受けられることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第二号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ハ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第三号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ニ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等を受けられることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

十 受給資格者が法第十三条の二第二項各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付を受けられることができる場合には、当該公的年金給付の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等を受けられることができる場合には、当該遺族補償等の額についての当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

根拠法令
及び関係
法令等の
抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.012

処 分 名	遺児手当受給資格の認定
処 分 の 概 要	義務教育修了前の遺児の保護者に、遺児手当を支給します。 (遺児 1 人つき月額 3,000 円)
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成 18 年条例第 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 2 条第 2 項第 1 号～第 3 号、第 2 条第 3 項、第 5 条 春日部市遺児手当支給条例施行規則（平成 18 年規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 1 号～第 4 号、第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項
審 査 基 準	<p>◎以下の要件を満たした方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の遺児を養育・監護している者（ただし養育者が父または母の場合は、現に配偶者を有していない者） ・市内に住所を有する者 ・現に遺児と同居してこれを監護する者 <p>※前年の所得金額（1 月から 6 月までの月分の手当については、前々年の所得金額）により、手当の支給が制限されることがあります。</p> <p>※参考：手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺児手当支給認定申請書 ・保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本 ・保護者の前年の所得証明書（所得額、扶養の状況、控除額が分かるもの）※ただし、本市在住で住民記録、所得状況、死亡の確認ができる場合は提出の省略可 ・印鑑 ・申請者名義の振込先金融機関の口座番号が分かるもの
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/index.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市遺児手当支給条例

(定義)

第 2 条 この条例において「遺児」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有する者（春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者をいう。以下同じ。）

(2) 義務教育修了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者

(3) 父母又は父母の一方が死亡した者

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 現に遺児と同居してこれを監護する者

(3) 遺児の父若しくは母（現に配偶者を有する者を除く。）又は未成年後見人その他の者

3 この条例にいう「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(申請及び認定)

第 5 条 保護者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

■春日部市遺児手当支給条例施行規則

(認定の申請)

第 2 条 条例第 5 条に規定する認定を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、春日部市遺児手当支給認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本

(2) 保護者の所得証明書

(3) 遺児が 15 歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学している場合は、在学証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定及び却下の通知)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合にあつては春日部市遺児手当支給認定通知書（様式第 2 号）により、受給資格がないと認めた場合にあつては春日部市遺児手当支給認定申請却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

2 市長は、前項の規定により受給資格があると認められた者(以下「受給者」という。)を春日部市遺児手当受給者台帳(様式第4号)に登載するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.013

処 分 名	遺児手当の額の改定の請求
処 分 の 概 要	監護する遺児の数に変更が生じたときは、手当の額を改定します。
根拠条例等・条項	春日部市遺児手当支給条例（平成 18 年条例第 4 号）第 10 条第 1 項 春日部市遺児手当支給条例施行規則（平成 18 年規則第 9 号）第 2 条第 1 号～第 4 号、第 10 条
審 査 基 準	◎以下の要件の場合は、手当の額を改定します。 ・新たに監護する遺児が生じた場合 （改定後の手当の額について認定を受けた日の属する月の翌月から） ・監護する遺児の数が減じた場合 （当該遺児の数を減ずべき理由が発生した日の属する月の翌月から） ※参考：手続きに必要なもの ・春日部市遺児手当支給額改定届出書 ・保護者及び遺児の住民票の写し、戸籍謄本 ・印鑑
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課窓口、庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/index.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市遺児手当支給条例

(手当の額の改定)

第10条 受給者は、監護する遺児の数に変更が生じたときは、速やかに市長に届出をし、手当の額について認定を受けなければならない。

■春日部市遺児手当支給施行規則

(認定の申請)

第2条 条例第5条に規定する認定を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、春日部市遺児手当支給認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 保護者及び遺児の住民票の写し又は戸籍謄本
- (2) 保護者の所得証明書
- (3) 遺児が15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続き中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に在学している場合は、在学証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(手当の額の改定の届出)

第10条 条例第10条第1項に規定する届出は、春日部市遺児手当支給額改定届出書(様式第9号)に第2条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No. 014

処 分 名	自立支援医療（育成医療）の認定
処 分 の 概 要	申請に係る障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害児の属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条の基準に該当する場合に支給認定を行う。
根拠法令等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 52 条、第 54 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 29 条
審 査 基 準	<p>指定医療機関の医師が作成した意見書、世帯の所得状況に基づき、受給の可否及び自己負担額の決定を行います。</p> <p>◎対象となる障害・疾病の例</p> <p>小腸機能障害・・・ソケイヘルニア 等</p> <p>そしゃく機能障害・・・唇顎口蓋裂 等</p> <p>肢体不自由・・・多指症、合指症 等</p> <p>◎自己負担額</p> <p>原則は、総医療費の 1 割負担となりますが、市町村民税（所得割）額によって上限額が設定されます。</p> <p>生活保護受給者・・・ 0 円</p> <p>非課税世帯・・・（世帯の収入が 80 万円以下の場合） 2,500 円 （ “ 80 万円を超える場合） 5,000 円</p> <p>市町村民税（所得割）が 3 万 3 千円未満・・・ 5,000 円 2 万 3 千 5 百円未満・・・ 10,000 円 2 万 3 千 5 百円以上・・・非該当（※）</p> <p>※腎臓機能障害や免疫機能障害などで「重度かつ継続」に該当する場合は、自己負担上限額は 20,000 円になります。</p>
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村等が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.015

処 分 名	自立支援教育訓練給付金の認定
処 分 の 概 要	講座の指定を受けた者が、受講の修了後に訓練給付金の支給を受けようとするときは、受講修了日から起算して30日以内に、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、支給却下通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第31条第1項第1号、第31条の10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第27条、第31条の9第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第32号)第6条の5～第6条の9、第6条の17の7
審 査 基 準	自立支援教育訓練給付金支給申請・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第27条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

二 略

三 略

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(母子家庭自立支援教育訓練給付金)

第二十七条 法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年（一月から七月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの（以下この項及び第三項において「受給資格者」という。）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

手当法施行令第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定の例による。

3 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による教育訓練給付金（次号及び第三号において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者（次号に掲げる者を除く。） 当該受給資格者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）

二 教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第八条第一項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練（以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。）を受ける者に限る。） 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が百六十万円を超えるときは、百六十万円）

三 教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 第一号（指定教育訓練を受ける者であるときは、前号）に定める額から雇用保険法第六十条の二第四項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が一万二千円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金等）

第三十一条の九

2 第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

（法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練）

第六条の五 法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）

第六条の六 法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給

付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条から第六条の九までにおいて「受給希望者」という。）は、その住所を管轄する都道府県知事等に対し、前条に規定する指定の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

第六条の七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が第六条の五に規定する教育訓練を受けることがその雇用の安定及び就職の促進を図るために必要であるか否かを調査し、その調査に基づき必要があると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の八 母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、前条第一項の規定により指定された教育訓練の講座（以下この条において「指定講座」という。）の修了後に、当該受給希望者の住所を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）
 - 三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 四 前条第二項の指定通知書
 - 五 当該指定講座の修了証明書の写し
 - 六 当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し
- 3 第一項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の九 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十七条第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.016

処 分 名	高等職業訓練促進給付金の認定
処 分 の 概 要	高等職業訓練促進給付金の支給を申請するときは、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、不支給決定通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第31条第1項第2号、第31条の10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第28条、第31条の9第2項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第32号)第6条の9の2～第6条の12、第6条の17の7
審 査 基 準	高等職業訓練促進給付金等支給申請書・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/index.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 略

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 略

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

第二十八条 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年（一月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの（以下この条において「受給資格者」という。）が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において一年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

手当法施行令第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定の例による。

3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（四月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第四項第一号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、法第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者及び地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第四項第一号において同じ。） 月額十万円（第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十四万円）

二 前号に掲げる者以外の者 月額七万五百円（第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十一万五百円）

4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が第一項の養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が四十八月を超えるときは、四十八月）を超えない期間とする。

（父子家庭自立支援教育訓練給付金等）

第三十一条の九

2 第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

（法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格）

第六条の九の二 法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にす

るために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続)

第六条の十 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下この条から第六条の十二までにおいて「受給希望者」という。)は、同号に規定する養成機関(次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」という。)において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し(八月から十月までの間に申請する場合を除く。)又は当該受給希望者の前年(一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。)
- 三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 四 令第二十八条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面
- 五 養成機関における在籍に関する証明書(第六条の十四第一項において「在籍証明書」という。)

第六条の十一 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項及び第二項の支給要件(第六条の十三及び第六条の十五第一項において「支給要件」という。)並びに令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合に

おける給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十二 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給は、受給希望者が第六条の十第一項の申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:こども未来部こども支援課 No.017

処 分 名	高等職業訓練修了支援給付金の認定
処 分 の 概 要	高等職業訓練修了支援給付金の支給を申請するときは、修了日から起算して 30 日以内に、市長に支給申請書及び添付書類を提出する必要があります。提出後の審査を経て、支給の可否を決定し、要件に該当する場合は支給決定通知を送付します。支給要件非該当の場合は、不支給決定通知を送付します。
根拠法令等・条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号)第 31 条第 1 項第 3 号、第 31 条の 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)第29条、第31条の9 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年7月1日厚生省令第 32号)第6条の16、第6条の17、第6条の17の7
審 査 基 準	高等職業訓練促進給付金等支給申請書・添付書類（公簿等により確認できる場合は省略可）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 29 条の支給要件に該当していること。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階こども支援課
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの
(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第二十九条 法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する者（第四項において「受給資格者」という。）に対し支給するものとする。

一 前条第一項の養成機関において一年以上の課程を修了した者（次号及び第三号において「養成課程修了者」という。）であつて、当該養成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（第三号及び第四項第一号において「修了日」という。）において、配偶者のない女子で現に児童

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

を扶養しているもの

二 養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの

三 養成課程修了者の修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるもの

3 前項第二号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第二項の規定を準用する。

4 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 五万円

二 前号に掲げる者以外の者 二万五千元

第三十一条の九 法第三十一条の十において準用する法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六 令第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条及び次条において「受給希望者」という。）は、養成機関において課程を修了後、当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に対し、支給の申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（養

成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（以下この条において「修了日」という。）における状況を明らかにできるものに限る。）

二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を明らかにできるものに限る。）

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四 受給希望者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

五 令第二十九条第四項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

六 当該課程の修了証明書の写し

3 第一項の申請は、修了日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第六条の十七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第二項及び第三項の支給要件並びに同条第四項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に

読み替えるものとする。

表（略）